

平成 21 年度第 1 回東京都後期高齢者医療広域連合協議会 議事概要

1. 開催日時

平成 21 年 7 月 13 日（月） 午後 2 時～午後 2 時 32 分

2. 開催場所

東京区政会館 19 階 191 会議室

3. 出席委員

江戸川区長、八王子市長、千代田区長、文京区長、大田区長、中野区長、杉並区長、足立区長、昭島市長、日野市長、東久留米市長、稲城市長、新島村長、荒川区長、檜原村長
（東大和市長、清瀬市長、瑞穂町長は公務により欠席）

4. 事務局出席者

副広域連合長、総務部長、保険部長、保険部参事、総務部総務課長、総務部企画調整課長、保険部保険課長、会計管理者

5. 協議事項

平成 22・23 年度保険料検討のためのたたき台について

6. 報告事項

平成 21 年第 1 回臨時会に提出する案件について

7. 議事概要

《協議事項》

平成 22・23 年度保険料率の検討たたき台について

- (1) 本年度は保険料の見直しの年度。制度改正や診療報酬改定の動向が不明確であるが、予算編成時期を考慮し、一定の条件の下に試算を行い平成 22・23 年度の保険料率見直し作業を開始した。
- (2) 区市町村担当部課長の意見を伺い算定案作成に向けた「たたき台」を提示
- (3) 以下「たたき台」の変動要因等についての説明が行われた。

① 給付費・保険料の増加要因

- (a) 給付月数の平年度化：平成 20・21 年度は制度開始時期の関係から、給付月数が平成 20 年度は 11 ヶ月分、平成 21 年度は 12 ヶ月分の合計 23 ヶ月分。平成 22・23 年度は 24 ヶ月分となり、給付費ベースで約 790 億円の増加。
- (b) 給付費の自然増：平成 20 年度実績と過去の老健の資料を参考とし、年 3% の増加見込み
- (c) 被保険者数の増加：年間約 5 万人の増加見込み

- ② 今後国の動向等により保険料算定に大きな影響のある要因
 - (a) 所得分布状況の変化
 - (b) 診療報酬改定：改定率 1 %で保険料必要額は約 26 億円増加
 - (c) 高齢者負担率の変更
 - (d) 調整交付金算定に係る補正係数・調整係数及び所得係数の変更
 - (e) 制度改正に係る被保険者数の増減等
 - ③ 平成 22・23 年度保険料算定の財源として充当できる繰越金額は約 30 億円の想定であるが、診療報酬改定等が不明な現時点において充当を保留中。繰越金の使途は、保険料の軽減、賦課総額の縮減する場合、中間所得者層の軽減対策を行う場合などが考えられる。
 - ④ 現在の保険料率は、4 項目に一般財源を投入し 2 年間の特別対策を実施。保険料率は、均等割額 37,800 円、所得割 6.56%。区市町村負担額は 2 年間で約 204 億円であるが、実質の区市町村負担額は 180 億円程度となる見込み。
 - ⑤ 保険料率を平成 22・23 年度も現行どおりに据え置いた場合、区市町村負担額は約 2 倍の 396 億円となる。
 - ⑥ 葬祭費は、平成 19 年度当時の各区市町村の支給金額との調整や、保険料高騰の抑制策として区市町村事業としてきた。広域内では住所地特例がなく、施設所在の市町村の負担が増大しているという課題がある。葬祭費の扱いについては 6 2 団体の合意の上で決定する。
 - ⑦ 現在、東京都広域連合は一般財源を投入して保険料抑制を図っており、本則どおりに軽減策を取り止めることは被保険者の理解を得られにくい。
 - ⑧ 保険料算定スケジュールは、9 月に「国の概算要求に沿った状況案」を作成。3 団体に説明し、各区市町村の当初予算編成の資料として頂く予定。11 月初旬の協議会には「算定案」を示し、条例改正等を平成 22 年 1 月の議会に上程する予定。
- (4) 調整交付金の要望等について、一都三県がまとまり厚生労働省に要望を行ってきているが、要望に応じていない。引き続き本会としても努力する。
- (5) 各区市町村の部課長会にてもさらに検討し、幹事会ではそれらの議論を反映させること。

《報告事項》

平成 21 年第 1 回広域連合議会臨時会に提出する案件について

- (1) 案件は合計 17 案件あり、人事案件 3、補正予算 1、専決処分の報告及び承認 11、選挙 2

《その他》

- (1) 次回協議会は 11 月 2 日（月）午後 2 時からの開催予定